

加古川市障がい者基本計画、第 7 期加古川市障害福祉計画 及び第 3 期加古川市障害児福祉計画の策定について

1 概要

「加古川市障がい者基本計画」は、障害者基本法第 1 1 条第 3 項に定める市町村障害者計画であり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画である。

また、「第 7 期加古川市障害福祉計画及び第 3 期加古川市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 8 8 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である。

この度、令和 6 年度を初年度とする「加古川市障がい者基本計画」と「第 7 期加古川市障害福祉計画及び第 3 期加古川市障害児福祉計画」を同時に策定する。

2 計画期間

令和 6 年度から令和 1 1 年度までの 6 年間

※障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国の基本方針を踏まえ、中間年での見直しを実施する。

3 計画策定の体制

計画の策定または変更をする際は、障害者基本法 3 6 条第 4 項に基づき設置された審議会その他の合議制の機関に意見を聴くこととされていることから、本市に設置する加古川市障害者施策推進協議会の意見を聴取し、計画を策定する。

4 計画の骨子

裏面のとおり

5 今後のスケジュール

令和 5 年 1 0 月 3 1 日	第 3 回障害者施策推進協議会（素案の検討）
1 1 月 上旬	パブリックコメント実施
1 2 月 下旬	第 4 回障害者施策推進協議会 （パブリックコメントの結果報告、計画案の検討）
令和 6 年 1 月	第 5 回障害者施策推進協議会（最終案の検討）
3 月	計画策定

計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

障がい者基本計画

施策の展開分野

(1) 地域づくりの推進

- #### 施策の方向性
- ① 障害や障がいのある人に対する理解の促進
 - ② 地域福祉活動の促進
 - ③ つながりの強化

(2) 地域生活の充実

- ① 相談支援の充実
- ② コミュニケーション支援の充実
- ③ 日常生活支援の充実
- ④ 療育支援の充実
- ⑤ 保健・医療の充実

(3) 教育・余暇の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

(4) 就労・経済的自立の支援

- ① 就労支援体制の充実
- ② 一般就労の拡充
- ③ 福祉的就労の充実
- ④ 経済的支援制度の周知

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

- ① バリアフリーの推進
- ② 情報アクセシビリティの向上

(6) 安全安心の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② 災害時など緊急時の支援の強化

加古川市障害福祉計画及び加古川市障害児福祉計画

施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) その人らしく生きられるよう、適切な意思決定支援を行うとともに、一人ひとりにあった支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する